

保護者様

東海村教育委員会教育長 伴 敦夫
東海村立村松小学校長 橋本 典子

児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

日頃より、本村の学校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
さて、ここ最近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急速な増加を踏まえ、本村としましては、文部科学省から示されたガイドラインをもとに、学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合、下記のとおり対応してまいります。
つきましては、引き続きどうぞご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 児童生徒の感染者が確認された場合

感染した児童生徒、濃厚接触者と特定された児童生徒については、「出席停止」とします。（感染への不安で学校を休む児童生徒についても、「出席停止」とします。）

※ 感染した児童生徒の出席停止期間はひたちなか保健所から、濃厚接触者と特定された児童生徒の出席停止期間はひたちなか保健所または学校からご連絡いたします。（感染判明からおおよそ10日間、濃厚接触者特定からおおよそ10日間を予定しています。）

2 校内の濃厚接触者等の特定について

通常、ひたちなか保健所が行いますが、保健所の業務がひっ迫している状況にある場合には、東海村教育委員会及び学校で特定し、保護者にご連絡いたします。

3 臨時休業の判断について

【学級閉鎖】

次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ① 同一の学級において、複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された児童生徒が1名であっても、周囲に未判断の風邪等の症状を有する児童生徒が複数いる場合
- ③ 1名の児童生徒の感染が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、東海村教育委員会が必要と判断した場合

※ 期間は、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断いたします。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校閉鎖】（学校全体の臨時休業）

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

- 文部科学省、茨城県教育委員会からの指示によっては、判断を変更することがございます。
- 臨時休業となった学級、学年、学校については、タブレットを活用したオンラインでの学習指導を基本に学びを止めない支援を行ってまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。